

概要版

宝塚市第5次障^{がい}碍者施策長期推進計画

すべての人が自分らしく暮らせる共生社会へ



令和3年(2021年)3月

宝塚市



計画策定の趣旨

◆これまでの経緯

宝塚市（以下「本市」という。）においては、平成 28 年（2016 年）12 月に、手話は音声言語である日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、インクルーシブな地域社会の実現を目指す、「宝塚市手話言語条例」を制定しました。さらに、平成 29 年（2017 年）1 月には、^が障害を理由とする差別を解消し、^が障害のある人もない人も共に住みよい本市を実現するべく、「宝塚市^が障害者差別解消に関する条例」を施行しました。

本市の^が障害者施策が目指すものは、^が障害のある人の自己実現を支援することであり、地域社会と切り離してはありえないとの認識のもと、平成 23 年（2011 年）3 月に「宝塚市第 4 次^が障害がい者施策長期推進計画」を策定し、基本的理念である「すべての人が心豊かに、普通に暮らせる社会へ」を実現するために、^が障害者施策の総合的・計画的な推進に取り組んでいます。この度、「宝塚市第 4 次^が障害がい者施策長期推進計画」の計画期間が終了するに当たり、近年の^が障害や^が障害のある人における環境の変化に対応するとともに、アンケート調査等で^が障害のある人や関係団体などの意見を踏まえ、新たに「宝塚市第 5 次^が障害者施策長期推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

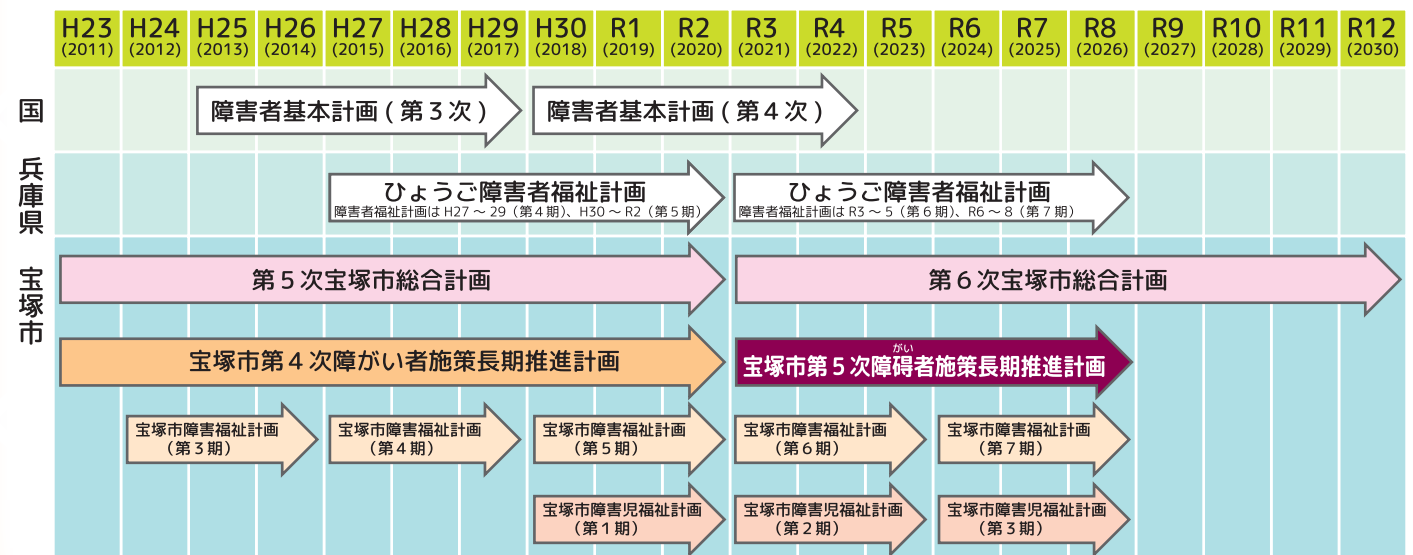
◆計画の目的

本計画は、本市の^が障害者施策の現状と住民ニーズを把握した上で、調整と統合を図り、本市の^が障害者施策における基本的な理念を示し、人的・物的資源を合理的に配置するための基本的な方針又は分野別施策の方向性を示します。

併せて、本計画は、本市の^が障害者施策における基本的理念を実現するため、一定の期間（計画の期間）において、本市の限られた財源や地域資源を活用しながら、本市の^が障害者施策の総合的かつ効率的な推進を図ることを目的とします。

◆計画の期間

市町村障害者計画の期間は、国の市町村障害者計画策定指針において、都道府県の障害者計画の期間との整合性を図り、中・長期の計画として策定し、この期間に達成できる実施目標を設定するものとされており、本計画の期間については、令和 3 年度（2021 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までの 6 年間とします。

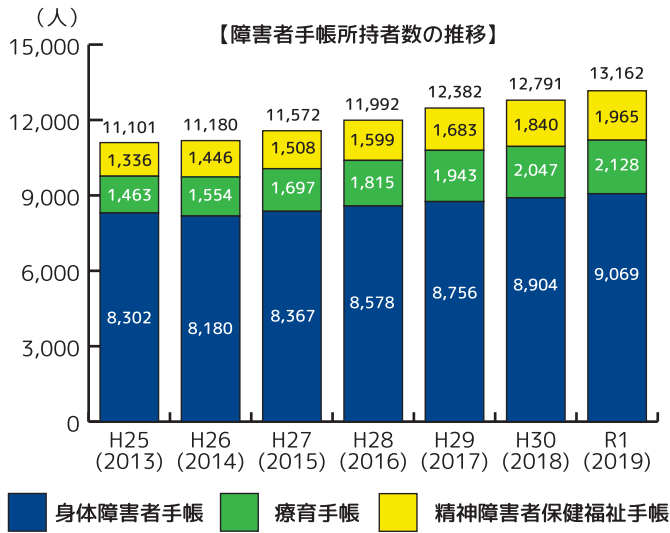




2 がい 障害のある人を取り巻く現状と課題

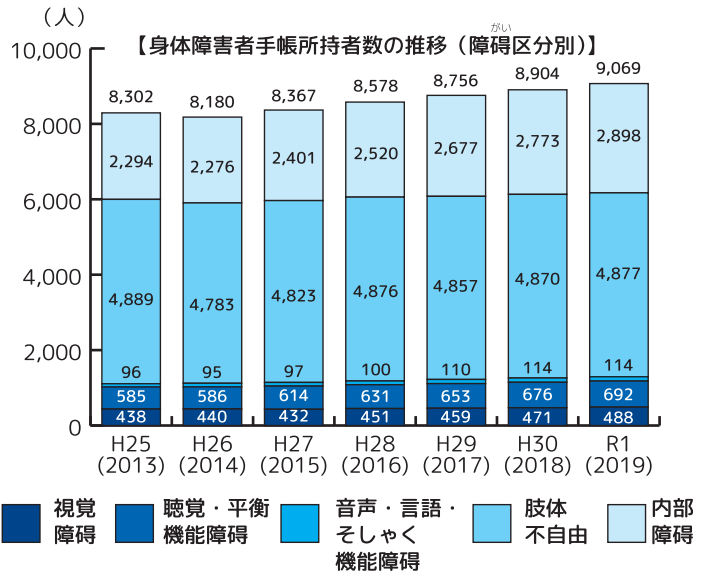
◆障害者手帳の所持者数

障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和元年度（2019年度）には13,162人と、6年間で2,061人増加しています。



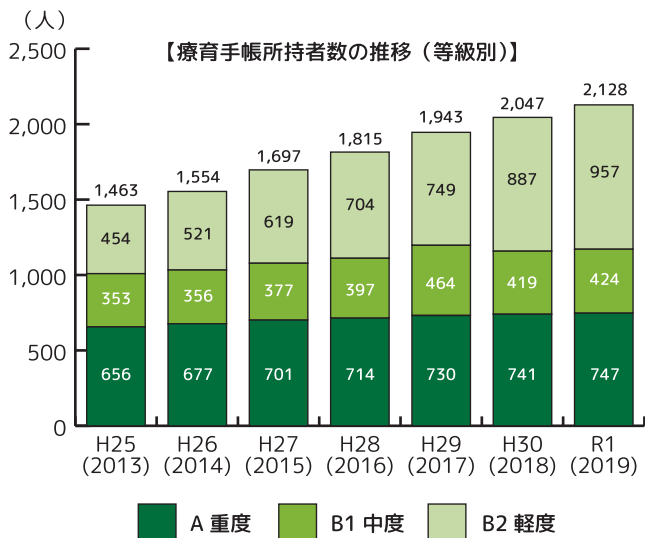
◆身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、障害区分別でみると「^{がい}肢体不自由」の占める割合が最も多くなっています。



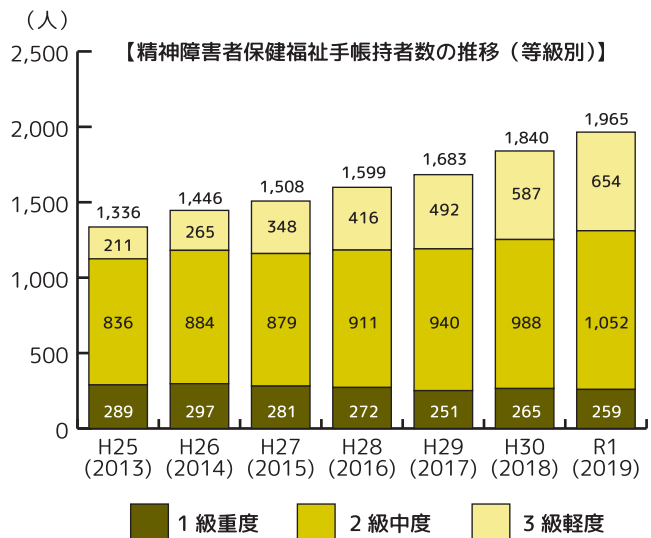
◆療育手帳の所持者数

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、等級別でみると、「B2 軽度」の占める割合が最も多くなっています。



◆精神障害者保健福祉手帳の所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、等級別でみると、「2級中度」の占める割合が最も多くなっています。



3

計画の基本的理念と目標

◆計画の推進体制

本市の障害者^{がい}施策において、障害^{がい}のある人の生活基盤を整備し、住民主体の市民協働による地域社会を創造し、自分らしく暮らせる「共生社会」の構築を目指し、新たな基本的理念を掲げることとします。



- 障害^{がい}のある人の人権の擁護と、基本的自由が完全かつ平等に確保される社会を目指します。
- 障害^{がい}のある人が必要とする支援を受けられ、自分らしい生き方ができる社会にするとともに差別をなくし、安全で安心な暮らしを目指します。
- 障害^{がい}のある人もない人も分け隔てなく、お互いを認識し、尊重し合い、同じ地域の一員として社会的つながりを保ちながら、自己実現に向けて、全ての人が自分らしさを最大限発揮できる社会を目指します。
- 社会にある障壁（＝バリア）とそれにより自分らしく暮らすことができない人がいることを、全ての人が理解し、その原因を取り除くために自ら行動を起こし、ともに支えあって生きていく共生社会の構築を目指します。

◆基本的理念の意義

本市は障害者権利条約、障害者基本法に基づき、障害者基本計画（国）・都道府県障害者計画（『ひょうご障害者福祉プラン』）を基本とし、宝塚市総合計画及び宝塚市地域福祉計画に即して、市町村障害者計画として、宝塚市第5次障害^{がい}者施策長期推進計画を策定します。

本計画は、全ての障害^{がい}者の人権と自由を持つことの権利を守り、それらがもたらす利益を完全に、平等に受けられる社会の実現や、障害^{がい}者が自分で選択し決定する権利が尊重され、不足するものは公的支援を活用しながら、周囲との助け合いの中で自立した生活が実践されることを目指すことを基本的理念としています。また、本市は『シンシアのまち宝塚』をキーワードとして、障害^{がい}の有無にかかわらず、全ての市民が安心・安全に暮らせるやさしいまちづくりを推進します。

◆基本的理念を実現するための4つの基本目標

本計画は、基本的理念である「すべての人が自分らしく暮らせる共生社会へ」を実現するため、次の4つの基本目標を設定し、本市の障害者施策を推進します。

基本目標

1 共生社会を目指し、障害のある人の主体性を尊重し、社会参加と自己実現を支援します

全ての人々が障害者権利条約を理解し、障害のある人が差別、虐待、社会からの隔離、暴力、一方的な特別な目で見られることのない社会で、基本的な人権が尊重され、障害の有無にかかわらず、全ての人々が共に助け合い生きる社会を作ります。そして、自分らしさを最大限に発揮しながら、参加できる社会を目指します。

基本目標

2 障害のある人の権利擁護、差別解消を推進します

社会的障壁をなくし、誰もが完全に平等な社会参加と自己実現の機会を得ることができ、障害を理由とした不当な差別を受けることなく、自分らしく生きる権利が守られ、尊重される社会の実現に積極的に取り組みます。

基本目標

3 障害のある人の住み慣れた地域での、安全、安心なくらしの実現を目指します

障害のある人が、住み慣れた土地や住みたいまちで暮らすために、自身の選択と決定により必要な支援を受けながら、日常生活や災害時などの緊急時でも、安心して安全な暮らしを送ることができる環境づくりを推進します。

基本目標

4 障害のある子どもの成長にあわせた、切れ目のない療育や教育を推進します

障害のある子どものライフステージに合わせ、必要な療育や教育を受けることができるように、関係する機関の横断的な連携に取り組み、推進します。

また、障害のある人もない人も互いに尊重し合う社会を築くために、幼い頃からの障害に関する理解を深める福祉教育を推進します。

障害や障害のある人への理解促進の取組は、多文化共生の社会的障壁について学ぶことなど、「障害者差別解消法」や本市の「宝塚市障害者差別解消に関する条例」を推進する一環として取り組みます。



4 障害者^{がい}施策の展開

◆ 障害者^{がい}施策の体系

本計画の障害者^{がい}施策の体系は次のとおりです。

基本的理念

すべての人が自分らしく暮らせる共生社会へ

基本目標

- 1 共生社会を目指し、
障害のある人の主体性を尊重し、
社会参加と自己実現を支援します
- 2 障害のある人の権利擁護、
差別解消を推進します
- 3 障害のある人の住み慣れた
地域での、安全、安心な暮らしの
実現を目指します
- 4 障害のある子どもの成長に
あわせた、切れ目のない療育や
教育を推進します

重点項目

- (1) 相談支援体制の強化
 - ① 相談支援体制の強化
 - ② 相談支援事業所等の増設と相談員の増員
 - ③ 相談員への研修や積極的な情報提供の実施
 - ④ 雇用・就労に関する相談窓口
- (2) 権利擁護支援の充実
 - ① 全ての人への障害や障害者についての周知
 - ② 障害者の権利擁護支援の充実
 - ③ 意思決定支援の促進
- (3) 地域生活支援の充実
 - ① 住む場所の確保への支援
 - ② 外出先等での合理的配慮の浸透
 - ③ 情報受信やコミュニケーションへの支援
 - ④ 感染症対策の面からの生活支援
- (4) 就労と工賃の向上支援
 - ① 雇用の確保と就労定着への支援
 - ② 工賃の向上支援
- (5) 乳幼児期からの療育・発達支援
 - ① 早期発見・早期療育の実践
 - ② 切れ目のない支援
- (6) 福祉教育の実現
 - ① 福祉教育の実現
 - ② 共に学び合うことによる福祉教育
 - ③ 継続した福祉教育実施のための支援
- (7) 防災の推進と災害時支援の充実
 - ① 災害時支援の充実
 - ② 防災の推進
 - ③ 感染症による緊急時の関係機関との連携
- (8) 社会的孤立にある人への支援
 - ① 社会的孤立にある人へのアプローチ
 - ② 支援窓口の周知

分野別施策

(1) 啓発・広報

具体的な取組	主な施策・事業
①啓発・広報などの推進	障害や障碍のある人への理解を深める取組、障害のある人の権利擁護支援についての啓発活動、身体障害者補助犬に係る啓発と広報
②市民活動などへの参加と地域交流への支援	市民活動や地域交流への支援
③市職員への啓発・研修の取組	障害や障碍のある人への理解を深める取組

(2) 生活支援

具体的な取組	主な施策・事業
①相談支援体制の充実	相談支援体制の充実、宝塚市自立支援協議会の運営
②権利擁護支援	権利擁護支援の推進
③生活支援の充実	障害福祉サービスの充実、地域生活推進への支援、移動手段への支援、住む場所の確保への支援、補装具・日常生活用具の助成、コミュニケーション・情報支援、手当・年金等での支援
④社会参加の促進	文化・スポーツ活動の促進、スポーツ環境の整備、芸術活動、地域社会への参加促進

(3) 安全・安心なまちづくり

具体的な取組	主な施策・事業
①生活環境の整備	ハード面のバリアフリー（住環境のバリアフリー化、道路・公共施設等のバリアフリー化）、ソフト面のバリアフリー（外出時の不安解消への取組）
②防災・防犯対策の推進	防災ネットワーク構築の促進、災害・緊急時における情報の授受、災害・緊急時の避難体制、避難所等の整備、防犯体制

(4) 教育・保健・医療

具体的な取組	主な施策・事業
①療育・育児支援の推進	早期発見・早期療育の実践、療育支援・指導の取組、育児支援の取組、関係機関の連携による切れ目のない支援の推進、乳幼児の保育支援
②学校教育の充実	児童生徒の教育、関係機関の連携による切れ目のない支援の推進
③福祉教育・人権教育の推進	福祉教育・人権教育の推進、共に学ぶ福祉教育の推進
④保健サービスの充実	健康診査・保健指導の実施、メンタルヘルスの支援体制
⑤医療・リハビリテーションの充実	医療・リハビリテーション機能の体制、医療費助成による経済的支援、歯科診療事業

(5) 雇用・就業

具体的な取組	主な施策・事業
①雇用の確保と就労支援	雇用の確保と就労支援
②多様な就労の場の確保	福祉的就労

◆重点項目

アンケート調査等から見える課題に対して、本市では8つの重点項目を設定し、^{がい}障害者施策に取り組みます。

1. 相談支援体制の強化

相談支援体制の強化のため、職員と利用者に必要な情報提供を行い、^{がい}障害のある人が自身のライフステージに合わせて、地域で身近に相談できる体制の構築を進めます。また、特に複合課題を抱えた世帯に対しては、家族も含めた世帯支援の視点を重視し、地域に根差した支援ができるよう^{がい}障害分野における重層的な相談支援体制の構築とともに、児童・高齢・生活困窮の各相談機関とも連携し、属性や世代にかかわらず受け止めることができるような包括的支援体制の実現に向けて取り組みます。

- ①相談支援体制の強化
- ②相談支援事業所等の増設と相談員の増員
- ③相談員への研修や積極的な情報提供の実施
- ④雇用・就労に関する相談窓口

2. 権利擁護支援の充実

「宝塚市^{がい}障害者差別解消に関する条例」と「宝塚市^{がい}手話言語条例」の周知や、^{がい}障害を理由とした差別の解消、^{がい}障害のある人への虐待防止や合理的配慮について広く全ての人理解するために継続した取組を推進します。

また、^{がい}障害のある人の成年後見制度の活用と制度の認知度の向上につながるよう、関係機関等との連携や情報提供を実施します。

- ①全ての人への^{がい}障害や^{がい}障害者についての周知
- ②^{がい}障害者の権利擁護支援の充実
- ③意思決定支援の促進

3. 地域生活支援の充実

^{がい}障害のある人が住みたいまちで自分らしく安全・安心に暮らすことができるように、また、施設入所者や入院者の地域生活に向けた「地域包括ケアシステム・地域包括支援体制」の構築を推進するために、地域での支援の可能性を検討しながら、地域生活の充実を目指します。

- ①住む場所の確保への支援
- ②外出先等での合理的配慮の浸透
- ③情報受信やコミュニケーションへの支援
- ④感染症対策の面からの生活支援

4. 就労と工賃の向上支援

基本的な人権として尊重され保障されている、働くことの生きがいや自ら収入を得て自立した生活を送るために、^{がい}障害者の就労や就労定着の促進を支援します。また、福祉的就労の利用者のさらなる工賃向上に努めます。

- ①雇用の確保と就労定着への支援
- ②工賃の向上支援

5. 乳幼児期からの療育・発達支援

障害のある子どもの成長には、早期発見・早期療育の実践が重要となります。保健・医療分野で把握した子どもたちの状況から、適切な医療機関、児童発達支援等につなげるよう、各関係機関の連携に努めます。

- ①早期発見・早期療育の実践
- ②切れ目のない支援

6. 福祉教育の実現

障害の有無に関係なく、全ての人が福祉に関する知識や心を持ち、積極的な行動を実践することで、本計画の基本的理念でもある共生社会の実現と、将来の福祉人材や地域での支援者の確保につながる福祉教育に取り組みます。

- ①福祉教育の実現
- ②共に学び合う福祉教育
- ③継続した福祉教育実施のための支援

7. 防災の推進と災害時支援の充実

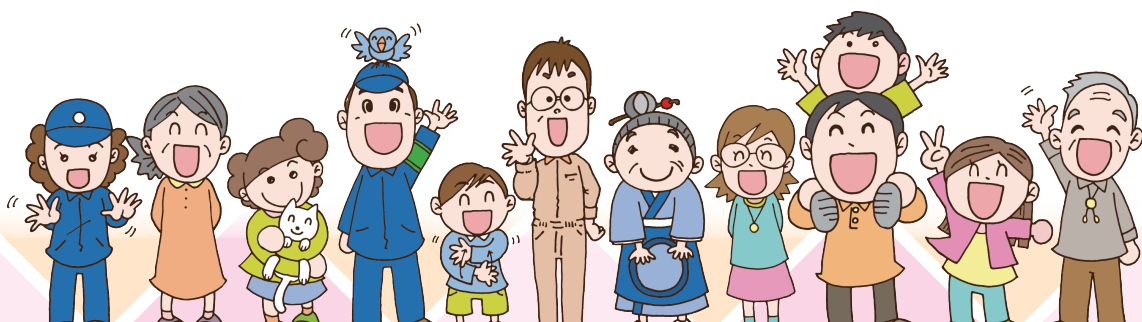
近年、本市は台風や大雨による水害の被害も受けており、これからも災害時に備えて福祉避難所の整備など、非常時の体制の整備に取り組み、普段から本人・家族・地域のつながりを強め、防災意識を高め、災害時要援護者への支援が速やかに実施できるように努めます。

- ①災害時支援の充実
- ②防災の推進
- ③感染症による緊急時の関係機関との連携

8. 社会的孤立にある人への支援

家族や親族だけで問題を抱え込んでいたり、外部との接触が全くないなど、社会的孤立に置かれていて支援を求められずにいる人に対して、障害福祉、医療、療育、生活支援、保健、子育て、教育などの各部門の関係機関との連携により対象者とニーズを把握し、必要な支援を検討しながら生活する上での選択肢を広げられるように取り組みます。

- ①社会的孤立にある人へのアプローチ
- ②支援窓口の周知



◆分野別施策

1. 啓発・広報

「シンシアのまち宝塚」をシンボルとする人にやさしいまちづくりを目指して、^{がい}障害と^{がい}障害のある人への理解の促進により、全ての市民が^{がい}障害を理由とする差別の解消や社会的障壁を取り除くことへ自ら行動ができる共生社会となるよう、「宝塚市^{がい}障害者差別解消に関する条例」や「宝塚市^{がい}手話言語条例」の周知などの啓発・広報に取り組みます。

^{がい}障害のある人が地域での交流やボランティア活動などの市民活動への参加により、地域の人々と互いに好ましい影響を受けながら関係性を構築するための支援に取り組みます。

また、^{がい}障害や^{がい}障害のある人への理解を深める活動やボランティア活動は、福祉教育を担う人材育成につながるものと捉え、その取組を支援します。

- ①啓発・広報などの推進
- ②市民活動などへの参加と地域交流への支援
- ③市職員への啓発・研修の取組

2. 生活支援

^{がい}障害のある人が住みたいまちで自分らしく暮らすための土台であり、また、施設入所者や入院者の地域生活に向けた移行支援として重要である「地域包括ケアシステム・地域包括支援体制」の構築を推進するために、必要な障害福祉サービス等の充実や相談支援窓口の強化、権利擁護支援の推進、^{がい}障害のある人の社会参加の促進として文化・スポーツ等への活動支援にも取り組みます。

今後の生活支援事業を検討する際は、感染症による日常生活への影響なども想定しながら支援方法を検討します。

社会的孤立に置かれている人についても、相談支援事業や社会参加促進などの必要な^{がい}障害者施策・事業へつなげることに努めます。

ただし、障害福祉サービスについては「宝塚市障害福祉計画・宝塚市障害児福祉計画」において、各サービスの見込量における達成状況を評価し、さらなる充実について検討します。

- ①相談支援体制の充実
- ②権利擁護支援
- ③生活支援の充実
- ④社会参加の促進



3. 安全・安心なまちづくり

障害のある人が住み慣れた地域や住みたいまちで安心して暮らすために、公共施設、道路、住宅等のハード面のバリアフリー化と、全ての市民へ障害の特性に合わせた合理的配慮への理解の浸透によるソフト面のバリアフリー化について、障害のある人も参加して一緒に考えながら取り組みます。

障害のある人の日常生活や災害時などの緊急時でも地域住民との支え合う共助のまちづくりを推進し、また、障害のある人への自己防災意識への啓発にも取り組みます。

災害時に感染症の影響による緊急対策が必要となるときは、障害のある人や福祉事業所等の状況把握と情報提供に努め、関係機関と連携しながら対策に取り組みます。

①生活環境の整備

②防災・防犯対策の推進

4. 教育・保健・医療

障害のある子ども一人ひとりの成長に必要な早期発見と早期療育に努め、乳幼児健診や発達相談の機会を活用して必要な支援や関係機関へ繋ぎ、障害のある子どもの持てる力を高め、生活や学習上の困難性に対する支援を行います。取り巻く環境の変化に対応するため、子育て・教育・保健・医療・福祉等の連携や「たからっ子ノート」を活用してライフステージに応じ、家族への支援も含め、一貫性のある総合的な支援を行います。障害のない子どもや保護者に対しての福祉教育にも取り組み、障害や障害のある人への理解を深め、互いに理解しあい支えあう共生社会を推進します。

また、保健・医療においては障害のある人に対し、生活の質（QOL）が高められるよう、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーションが提供され、または、そのための支援を行い、早期発見・早期治療を図ります。適切な医療の受診を促進するために、医療費の助成による経済的支援に取り組みます。

①療育・育児支援の推進

②学校教育の充実

③福祉教育・人権教育の推進

④保健サービスの充実

⑤医療・リハビリテーションの充実

5. 雇用・就業

働くことは経済的な自立や自己実現のためのひとつの手段であり、社会参加や社会貢献のための機会となっています。障害のある人においても、その能力や適性に応じ、就労の機会を得て、持っている能力を十分に発揮できるよう、障害者就業・生活支援センターを中心に、労働、福祉、教育等の連携を強化し、就業相談や就労・職場定着などの支援に取り組みます。

また、福祉的就労の機会の提供についても、事業所の運営補助や業務の受注機会の拡大等を図り、福祉的就労の利用者の工賃向上に取り組みます。

①雇用の確保と就労支援

②多様な就労の場の確保

5

計画の推進体制

◆計画の推進体制

◇庁内の推進体制

本計画においては、障害者施策をもっと明確かつ柔軟に推進するため、各施策の担当部門が、本計画の基本的理念を実現するため、それぞれの障害者施策間の関係性や全体像を把握し、最小の経費で最大の効果を生み出すよう、「人員配置の最適化」「施策効果の重複の排除」「類似事務・事業の整理」「事務・事業の費用対効果の検証」といった視点に立ち、企画立案、合意形成、財源の確保、進行管理等の面で創意工夫を行うこととします。

◇新たな支え合いの仕組みの構築

行政は、新たな支え合いの仕組みの構築にあたり、前述の庁内の“横の連携”の場合と同様に、複眼的な視点に立ち、対等の立場で、多様な地域の関係者と協働するものとします。

また、障害者施策の政策決定プロセスにおいては、障害のある人、障害者団体等の意見を聴取するなど、障害のある人やその家族、多様な地域の関係者の意見が障害者施策に反映されるようにします。

さらに、障害者施策の推進においては、地域社会の関係機関を調整し、障害のある人の多様なニーズと社会資源を結びつけ、自分らしく暮らすことができる新たな支え合いの仕組みの構築を目指します。その際、障害者施策に限定せず、地域社会の多様な支え合いの取組を行政が尊重する姿勢を基本とします。

◎「^{がい}碍」の表記について

平成31年(2019年)4月1日から、市で取り扱う公文書においては「障害」を「^{がい}碍」と表記することとしており、法令や制度、個別の名称などを除いては、「^{がい}障碍」と表記しています。

「^{がい}碍」には「さまたげ」や「バリア」の意味があり、このバリアは、個人の心身機能が原因で生じるものではなく、道路や施設、制度、慣習や差別的な概念など社会的障壁との相互作用によって創り出されているもので、この社会的障壁を取り除くことが大切です。本市は、^{がい}障碍のある人の地域社会への参画の促進に取り組むなかで、この社会的障壁を取り除き、^{がい}障碍の有無に関わらず、誰もが人格と個性を尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現を図ります。

